

独立行政法人労働者健康安全機構 令和3年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定により、平成31年3月29日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康安全機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、令和3年度の業務運営に関する計画を定める。

令和3年3月30日

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 有賀 徹

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項

1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

ア プロジェクト研究

令和3年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和3年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。

プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。

令和4年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、

十分内容を検討する。

検討に当たり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。

また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。

なお、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施する。

イ 協働研究

機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、さらなる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙１「令和３年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。

なお、年間１回程度、協働研究協議会、調査研究発表会等を開催し、協働研究等に関係する施設等の基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。協働同研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。

ウ 基盤的研究

労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙１「令和３年度研究一覧」のⅢのとおりに基盤的研究を実施する。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。

研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。

オ 過労死等に関する調査研究等

過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30

年7月24日閣議決定。以下「大綱」という。)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。

なお、大綱は、3年ごとに見直しが行われることになっており、令和3年度に大綱の改定がなされた場合は、その内容に沿って取り組むこととする。

本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。

また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について、引き続き具体的な検討を進める。

上記ア～オの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。

なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。

(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

ア 労災疾病等に係る研究開発の推進

中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。

また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。

イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進

第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。

令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、事例の集積を行うため、引き続き指導を実践する。

(3) 研究の実施体制等の強化

ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。

イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能

を維持強化するため、以下のとおり取り組む。

- ① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を
を行い、学術交流を進める。
- ② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等
の育成に寄与する。
- ③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の
受入れを行う。
- ④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行
う。

ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究
の高度化及び効率化を図るため、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑
みつつ、電子（WEB）会議システムも活用し、下記のとおり、国内外の大
学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。

- ① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大
学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及
びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結
し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職
員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。
- ② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関にお
いて調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナ
ウイルス感染症による活動制限の状況も鑑みつつ、可能であれば研究
員を派遣する。

また、令和3年度から新たに安衛研に「新技術安全研究グループ」を設
置し、ロボット、AI（人工知能）、IoT などの新技術に関する労働災害防
止対策の研究を開始する。本研究に当たっては、従来にも増して、国内
外の労働安全衛生研究の最新の知見及び動向を把握し、関係機関との連
携を強化する。

エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学
的な側面の両者を考慮する必要のある研究分野については、独立行政法
人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の
強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に
推進する。

また、令和3年度から新たに安衛研に「社会労働衛生研究グループ」
を設置し、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行うこととしてお
り、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連
携を強化する。

- オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に設置した化学物質情報管理研究センターにおいて、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進する。
- カ 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適正化を行う。

(4) 国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野 に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。

- ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。
- イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。
- ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。

さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

研究成果の評価指標及び令和3年度の達成目標は、以下のとおりとする。

- ア 令和3年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。
- イ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和3年度の報

告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。

(6) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。

ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。

令和 3 年度における、これら法令・基準等への貢献については、10 件以上とする。

イ 学会発表等の促進

- ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。
- ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。

ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

- ① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。

なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及び J-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。

令和 3 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得る。

- ② 令和 2 年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月 1 回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。
- ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研

究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

エ 講演会等の開催

- ① 安全衛生技術講演会は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し開催する。さらに労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。
- ② 安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用し行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。

オ 知的財産の活用促進

研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。

2 労働災害の原因調査の実施

- (1) 厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。
- (2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。
- (3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。
- (4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら安衛研のホームページ等で公表等を行う。

令和3年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

3 化学物質等の有害性調査の実施

長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定す

る化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。

化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。

安衛法第 57 条の 5 第 1 項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。

なお、国が行っている化学物質の規制の在り方の検討等も踏まえ、令和 3 年度の試験の実施については、厚生労働省の指示に従い対応する。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

（１）疾病に関する高度・専門的な医療の提供

勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー等が患者や家族等へ支援を行い、早期の職場復帰を図る。

ア 勤労者医療の推進

これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。

イ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

（２）地域医療への貢献

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択する等、必要に応じて診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献していく。

また、各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。

さらに、厚生労働大臣から令和2年8月25日に地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に北海道南空知圏域が選定され、北海道中央労災病院及び岩見沢市立総合病院が医療機能再編等の対象医療機関となったことから、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行う。

ア 地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。

また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5000件以上実施する。

（3）大規模労働災害等への対応

大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大状況等を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策業務計画」等に基づき、必要な対応を行うとともに、国や自治体からの要請等に積極的に協力する。

（4）医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。

また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添）に基づいた運用

管理を図る。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

ア 病院機能評価の受審

良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。

イ 医療の標準化と質の向上

医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。

また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。

ウ 患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。

エ 医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年 2 回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に取り組み。

なお、研修会等に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用していく。

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

(6) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。

また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

(9) 行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。

ウ 医学的知見の提供

労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応する。

労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象にアスベスト関連疾患の診断技術向上等を目的として、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し研修会を開催する。

また、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の診断を確定させる。

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 13 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する

とともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し各事業に取り組む。

（１）産業医・産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

- ① 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し研修を開催する。

- ② 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。

また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。

イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

- ① 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医を効果的に運用する。
- ② 地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。

ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート結果について、産業保健分野における保健師の活動促進に向けた情報提供を行っていく。

（２）事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

- ① 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修

テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。

また、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策・治療と仕事の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。

- ② 事業場の事例等について討議・検討する事例検討会については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（Web）会議システム等も活用し実施する。

特に両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会を産業保健総合支援センターにおいて実施する。

また、メンタルヘルス・生活習慣病対策・衛生委員会の活用・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）を題材にした啓発セミナーを実施する。

なお、セミナーの実施に当たっては、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図る。

以上の取組により、5300回以上の専門的研修等を実施する。

イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

- ① 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。
- ② 地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。

①及び②の取組により、12万2600件以上の相談を実施するとともに各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

また、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医

について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、産業保健に知見のある登録保健師の拡充に取り組む。

エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。

特に、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）の見直しにより「健康保持増進計画」の策定を促すことが重要であることから、「健康保持増進計画」を策定した事業場に対する新たな助成制度を設け、助成金の活用促進を図る。

オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援

- ① 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。

- ② 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象とした健康支援相談窓口については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用した相談対応も実施することとし利用者への健康支援サービスの継続に努める。

（３）メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施する。

（４）産業保健総合支援センター事業の利用促進

ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等

産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用する。

また、これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討する。

イ インターネットの利用等による情報提供

産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛

研等を含む機構の研究成果等に関する情報も含め情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。

また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。

(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。

ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。

イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。

6 治療と仕事の両立支援の推進

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、対象疾病の拡大を図りながら、以下のとおり取り組む。

ア 支援事例の収集及び分析

両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。

イ 事例検討会の実施

両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に産業保健総合支援センターにおいて事例検討会を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及

両立支援マニュアルを、研修会やセミナー等を通じて普及を図る。

また、両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行うとともに、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「難病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行う。

エ アンケートの実施

支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、アンケートの結果をマニュアルに反映させる。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施する。

また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。これらの実施、取組の推進に当たり、両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修をオンライン形式で実施する。

産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、応用研修として事例検討会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供することにより、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ 80%以上確保する。

また、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行う。

(1) 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

(2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

ア 迅速かつ適正な立替払の実施

迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均 20 日以内を維持するとともに、次の措置を講ずる。

① 原則週 1 回の立替払を堅持する。

② 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制

度の概況等の説明や研修会の開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。

地方裁判所にはパンフレットの配付・訪問等を通じて協力要請を行う。

- ③ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。
- ④ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。
- ⑤ 請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。

イ 立替払金の求償

立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。

2 納骨堂の運営業務

遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行うことにより、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る。

また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレット等を活用し周知に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の合理化・効率化

長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取組促進を図るとともに、医師事務作業補助者の活用等による医師の業務負担軽減等を進める。

また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の運用により業務の効率化を図る。

2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

ア 一般管理費、事業費の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費及び事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

イ 専門センター事業の運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

令和2年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。

ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。

イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。

(3) 契約の適正化

契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。

なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。

ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組

「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。

イ 競争性、公平性の確保

一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。

なお、一者応札・応募の改善については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。

また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。

ウ 契約監視委員会の審議等

監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。

エ 共同調達の検討・促進

機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 外部資金の活用等

機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっ

ては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3 労災病院の経営改善

(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

- ア 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。
- イ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行う。
- ウ 医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

(3) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。

そのため、全病院平均で一般病床の病床利用率について、直近（令和元年）の全国平均 76.5%以上を確保する。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。

4 保有資産の見直し

- (1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。

また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第 48 条）の処分により生じた収入については、医療の提供を

確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

- (2) 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。

また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。

5 予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙2のとおり

6 収支計画

別紙3のとおり

7 資金計画

別紙4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

5054 百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上）

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

旧労災リハビリテーション愛知作業所については、土地の所有者である愛知県と協議の上、確定した原状回復の方針に基づき、実施設計を行う等、返還に向けた手続きを進める。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価及び評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却等手続きを進める。

第7 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行う。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。

ア 施設名

北海道せき損センター、安衛研

イ 予定額

総額 1318 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）

ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

4 積立金の処分に関する事項

積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。

また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価

を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。

イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。

ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。

エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。

オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。

カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。

(3) 医療従事者の確保

ア 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を、電子（WEB）会議システム等を利用して実施することで、職員が研修に参加しやすい体制を整える等により、優秀な医師の育成、確保に努める。

また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、初期臨床研修医研修では多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

院内保育体制の充実や医師短時間勤務制度の弾力的な運用等により医

師等の働きやすい環境の整備に努める。

また、医師事務作業補助者の活用等による医師の業務負担軽減等を進める。

エ 人材交流の推進等

人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用にも努め、施設間の人事交流を推進する。

また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用及び受講生の発表に対する講師のフィードバックなど、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。

また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。

さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

キ 専門性を有する看護師の養成

労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため以下の取組みの充実を図る。

- ① 労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と就労の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。
- ② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

ク 労災病院間における医師の派遣

医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に

努める。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。

(5) 障害者雇用の着実な実施

ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。

イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。

3 内部統制の充実・強化等

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。

上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。

ア 業務の有効性及び効率性

内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに引き続き取り組む。

また、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。

イ 法令等の遵守

規程について見直しを検討し、必要に応じ改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。

また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に則した法

令遵守の重要性について、外部専門家を交えて実施した研究等を踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努める。

なお、日本バイオアッセイ研究センターにおける、試験方法に関する手順書からの逸脱事案については、厚生労働省による調査等に全面的に協力しつつ、再発防止の徹底等を図る。

ウ 資産の保全

機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。

エ 財務報告等の信頼性

財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。

(2) 業績評価の実施

業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。

なお、委員会の開催に際しては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

(3) 事業実績の公表等

決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。

4 公正で適切な業務運営に向けた取組

諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。

特に、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行う

ことができるよう必要な研修を実施する。

5 決算検査報告指摘事項への対応

平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、売却処分に向けた手続きを進める。

6 情報セキュリティ対策の推進

個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。

また、機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。

さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。

別紙 1

令和 3 年度研究一覧

I プロジェクト研究

- 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究
 - (1) 大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究
 - (2) 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究
 - (3) トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究
 - (4) 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究
 - (5) 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発
- 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究
 - (1) 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究
- 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究
 - (1) 陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究
 - (2) 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究
 - (3) 高年齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究
 - (4) 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究
 - (5) 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究
 - (6) 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究
- 4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究
 - (1) 化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究
 - (2) 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定信頼性の向上に関する研究
 - (3) 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究

II 協働研究

- 1 せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究
- 2 高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究
- 3 高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究
- 4 アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序の解明
- 5 ベリリウム化合物等の取扱作業等者のばく露防止及び健康管理に関する研究
- 6 病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究

III 基盤的研究

- 1 大型建設機械を対象とした安定設置に必要な地盤要件の検討
- 2 自然地山の掘削勾配と斜面安定性の検討

- 3 シールドセグメントの崩壊災害等の防止に関する研究
- 4 トラック荷台等からの転落防止に求められる昇降設備の検討
- 5 水分が関係する化学反応によるマグネシウム発火事故の防止に関する研究
- 6 機械による労働災害事例研究のための標準テキストデータの整備
- 7 建設用ゴンドラの風に対する安定性に関する研究
- 8 交差フレームに受圧シートを張った土砂遮断装置の高度化に関する研究
- 9 機械学習を災害事例分析に適用するための特徴量データベースの構築に関する研究
- 10 熱中症救急搬送データと労災病院のデータを用いた熱中症の分析
- 11 パッチ型センサによる深部体温推定の妥当性評価
- 12 時間知覚パフォーマンスを用いた精神的疲労評価法の検討と開発
- 13 作業環境中の測定のためのイオン移動度分析装置の開発
- 14 若年労働者の健康リテラシー評価尺度の検討
- 15 拡散捕集管の個人ばく露測定への応用に関する研究
- 16 職場における暴言の間接的聴取が作業者のパフォーマンスと精神的健康に与える影響
- 17 在宅勤務者の作業環境および姿勢・動作を評価する指標の開発とその妥当性の検証
- 18 固相抽出によるばく露リスクの低い高精度なサンプル前処理法の開発
- 19 低濃度有機溶剤蒸気に関する作業環境測定のための固体捕集剤の研究

年度計画予算

令和3事業年度

(労働者健康安全機構)

(単位:百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労両 立支援事業	専門 センター 事業
収 入							
運営費交付金	4,472	74	944	—	1,660	1,164	545
施設整備費補助金	744	—	—	—	—	—	41
その他の国庫補助金	284	—	—	—	4,843	—	—
民間借入金	—	—	—	—	—	—	—
求償権回収金	—	—	—	—	—	—	—
貸付金利息	—	—	—	—	—	—	—
貸付回収金	—	—	—	—	—	—	—
業務収入	14	—	2	301,783	0	37	7,407
受託収入	68	—	—	—	—	—	—
業務外収入	—	—	—	4,778	—	—	19
計	5,582	74	945	306,561	6,503	1,201	8,011
支 出							
業務経費	4,545	74	945	307,495	5,328	441	7,536
本部業務関係経費	3,208	—	—	—	—	—	—
病院業務関係経費	—	—	—	307,495	—	—	—
施設業務関係経費	1,337	74	945	—	485	441	7,536
賃金援護業務関係経費	—	—	—	—	—	—	—
産業保健業務関係経費	—	—	—	—	4,843	—	—
施設整備費	744	—	—	—	—	—	41
受託経費	57	—	—	—	—	—	—
借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	236	—	—	14,677	1,175	760	435
計	5,582	74	945	322,172	6,503	1,201	8,011

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他の 事業	法人共通	合計
収 入							
運営費交付金	101	74	852	12	31	2,094	12,023
施設整備費補助金	—	546	—	—	50	58	1,440
その他の国庫補助金	20,901	—	36	—	—	—	26,063
民間借入金	—	—	—	—	—	—	—
求償権回収金	1,973	—	—	—	—	—	1,973
貸付金利息	—	—	—	—	0	—	0
貸付回収金	—	—	—	—	0	—	0
業務収入	—	4	591	—	—	—	309,838
受託収入	—	—	—	—	—	—	68
業務外収入	—	—	—	—	—	8	4,805
計	22,975	624	1,479	12	81	2,160	356,210
支 出							
業務経費	22,924	68	541	3	19	—	349,919
本部業務関係経費	51	68	—	3	—	—	3,329
病院業務関係経費	—	—	—	—	—	—	307,495
施設業務関係経費	—	—	541	—	19	—	11,378
賃金援護業務関係経費	22,874	—	—	—	—	—	22,874
産業保健業務関係経費	—	—	—	—	—	—	4,843
施設整備費	—	546	—	—	50	58	1,440
受託経費	—	—	—	—	—	—	57
借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	51	10	938	9	12	2,102	20,407
計	22,975	624	1,479	12	81	2,160	371,822

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画

令和3事業年度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定)

(単位: 百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労 立支援事業	専門 センター 事業
費用の部	3,195	71	663	310,616	6,346	1,022	8,909
経常費用	3,195	71	663	310,254	6,346	1,022	8,909
医療研究事業費	2,472	71	662	310,194	6,184	1,001	8,909
給与及び賞与等	742	35	163	133,152	875	558	4,775
材料費	—	—	—	84,123	—	—	1,936
経費等	1,384	34	474	76,662	5,305	437	2,074
減価償却費	346	2	25	16,257	4	6	124
未払賃金立替払業務費用	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	666	—	—	—	162	21	—
給与及び賞与等	93	—	—	—	162	16	—
経費等	451	—	—	—	—	—	—
減価償却費	122	—	—	—	0	4	—
財務費用	0	—	1	60	—	0	0
その他の支出	57	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	363	—	—	—
収益の部	3,183	71	672	306,942	6,346	1,022	8,814
経常収益	3,183	71	672	306,942	6,346	1,022	8,814
医療事業収入	—	—	—	301,845	—	37	7,394
運営費交付金収益	2,521	63	605	—	1,296	848	516
施設費収益	73	—	—	—	—	—	3
補助金等収益	295	—	—	1,125	4,843	—	—
寄付金収益	—	—	—	5	—	—	10
財務収益	—	—	—	105	—	—	—
その他の収入	295	8	57	3,863	206	138	891
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	△12	—	△1	△3,674	—	—	△95
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	0	6,090	—	—	—
総利益	△12	—	△1	2,416	—	—	△95

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他事業	法人共通	計
費用の部	17,762	111	1,501	10	76	2,362	352,646
経常費用	17,762	111	1,501	10	76	2,362	352,283
医療研究事業費	—	—	1,463	—	19	—	330,975
給与及び賞与等	—	—	907	—	—	—	141,208
材料費	—	—	—	—	—	—	86,059
経費等	—	—	535	—	19	—	86,923
減価償却費	—	0	21	—	—	—	16,785
未払賃金立替払業務費用	17,691	—	—	—	—	—	17,691
一般管理費	71	111	39	10	58	2,362	3,498
給与及び賞与等	54	11	39	8	58	1,317	1,757
経費等	17	100	—	2	—	1,044	1,613
減価償却費	—	0	—	—	—	1	128
財務費用	—	—	—	0	—	—	62
その他の支出	—	—	—	—	—	—	57
臨時損失	—	—	—	—	—	—	363
収益の部	17,762	111	1,501	10	76	2,330	348,831
経常収益	17,762	111	1,501	10	76	2,330	348,831
医療事業収入	—	—	—	—	—	—	309,276
運営費交付金収益	67	51	688	9	25	2,238	8,925
施設費収益	—	55	—	—	50	—	181
補助金等収益	17,691	—	36	—	—	—	23,989
寄付金収益	—	0	—	—	—	—	15
財務収益	—	—	—	—	—	0	105
その他の収入	4	5	778	1	1	93	6,340
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	△32	△3,815
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	32	6,122
総利益	—	—	—	—	—	—	2,307

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画

令 和 3 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	0
経常費用	0
医療研究事業費	0
給与及び賞与等	—
材料費	—
経費等	—
減価償却費	0
未払賃金立替払業務費用	—
一般管理費	—
給与及び賞与等	—
経費	—
減価償却費	—
財務費用	—
その他の支出	—
臨時損失	—
収益の部	0
経常収益	0
医療事業収入	—
運営費交付金収益	0
施設費収益	—
補助金等収益	—
寄付金収益	—
資産見返物品受贈額戻入	—
財務収益	—
その他の収入	—
臨時収益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙4 (第3の7関係)

資 金 計 画
令和3事業年度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定)

(単位: 百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労両 立支援事業	専門 センター 事業
資金支出	5,822	74	955	409,630	6,759	1,222	8,268
業務活動による支出	4,642	74	819	296,018	6,520	1,198	7,914
投資活動による支出	806	—	24	42,342	7	3	88
有形固定資産の取 得による支出	806	—	24	22,242	7	3	88
その他の支出	—	—	—	20,100	—	—	—
財務活動による支出	37	—	95	4,661	—	—	9
長期借入金の返済 による支出	—	—	—	—	—	—	—
その他の支出	37	—	95	4,661	—	—	9
次年度への繰越金	337	1	17	66,609	231	21	257
資金収入	5,822	74	955	409,630	6,759	1,222	8,268
業務活動による収入	5,055	74	955	306,202	6,489	1,201	7,877
業務収入	—	—	—	297,969	—	36	7,278
運営費交付金によ る収入	4,669	74	934	—	1,646	1,164	545
国庫補助金による 収入	320	—	—	—	4,843	—	—
未収財源措置予 定額収入	—	—	—	—	—	—	—
その他の国庫補 助金収入	320	—	—	—	4,843	—	—
その他の収入	66	—	21	8,234	—	—	54
投資活動による収入	744	—	—	20,100	—	—	41
施設整備費補助金 による収入	744	—	—	—	—	—	41
その他の収入	—	—	—	20,100	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
長期借入れによる 収入	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	23	0	0	83,328	270	21	350

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他事業	法人共通	計
資金支出	23,505	900	1,484	27	85	3,160	461,891
業務活動による支出	22,975	78	1,475	12	30	2,356	344,111
投資活動による支出	—	546	4	—	50	58	43,929
有形固定資産の取 得による支出	—	546	4	—	50	58	23,829
その他の支出	—	—	—	—	—	—	20,100
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	4,802
長期借入金の返済 による支出	—	—	—	—	—	—	—
その他の支出	—	—	—	—	—	—	4,802
次年度への繰越金	530	276	5	15	5	746	69,049
資金収入	23,505	900	1,484	27	85	3,160	461,891
業務活動による収入	22,975	354	1,484	12	31	1,621	354,330
業務収入	1,973	—	—	—	—	—	307,257
運営費交付金によ る収入	101	344	888	12	31	1,614	12,023
国庫補助金による 収入	20,901	—	—	—	—	—	26,063
未収財源措置予 定額収入	—	—	—	—	—	—	—
その他の国庫補 助金収入	20,901	—	—	—	—	—	26,063
その他の収入	—	10	596	—	0	7	8,987
投資活動による収入	—	546	—	—	50	58	21,540
施設整備費補助金 による収入	—	546	—	—	50	58	1,440
その他の収入	—	—	—	—	—	—	20,100
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
長期借入れによる 収入	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	530	—	—	15	4	1,480	86,021

(注釈) 未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。